

香川県週休2日制モデル工事実施要領（建築編）

（趣旨）

第1条 この要領は、建設現場における週休2日の確保に向けた課題を把握するために実施する香川県週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）の試行のうち、建築工事に係るものに関して必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 建築工事においてモデル工事を実施する対象は、総務部営繕課又は土木部住宅課において発注する工事のうち、次のいずれかに該当するものとする。

（1）発注者指定型

発注者が指定した工事

（2）受注者希望型

受注者より当該受注工事をモデル工事としたい旨の申し出があった場合において、発注者が適当と認めた工事

ただし、工事の施工条件等により対応が困難であるなど、週休2日に取り組むことが適切でないと認められる工事は除く。

（対象期間）

第3条 対象期間とは、工事着手日から竣工日までの期間。（年末年始休暇6日及び夏季休暇3日間を除く）なお、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が事前に対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらずに現場作業等を余儀なくされる期間など）は含まない。

（休工日の確保）

第4条 モデル工事の受注者（以下「受注者」という。）は、対象期間において、4週のうち8日以上を休工日としなければならない。ただし、災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業及びその他緊急等でやむを得ない場合は、この限りでない。

2 受注者は、休工日の振替を行うことができる。

（休工の定義）

第5条 前条の休工とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（入札公告等における記載）

第6条 発注者は、発注者指定型のモデル工事の場合は、入札公告及び特記仕様書にモデル工事である旨を、協議により受注者希望型のモデル工事とすることが可能な工事の場合は、原則、特記仕様書にその旨を記載するものとする。

(工事着手前の確認手続き)

第7条 受注者は、工事着手日までに週休2日を考慮した工程を検討しなければならない。

(1) 発注者指定型の場合

休工日が確認できるように施工計画書に記載するとともに、その工程について工事監督員と協議しなければならない。

(2) 受注者希望型の場合

工事着手日までに週休2日を考慮した工程を検討し、受注者希望型のモデル工事を実施する旨を工事打合せ簿に記載して、休工日が確認できる工程表とともに工事監督員に提出しなければならない。

工事監督員は、工事打合せ簿及び工程表の提出を受けた場合、受注者と協議し、受注者希望型モデル工事の実施の適否について受注者に工事打合せ簿で通知するものとする。

(工事中標示板)

第8条 受注者は、工事中標示板にモデル工事である旨を記載するものとする。

(休工日に現場作業を行う場合の措置)

第9条 受注者は、休工日に現場作業を行う場合は、工事打合せ簿により事前に工事監督員に報告しなければならない。

なお、工事打合せ簿にはその理由、振替対応の有無及び振替日を記載すること。

(振替により休工日以外を休工とする場合の措置)

第10条 受注者は、前条によらず、振替により休工日以外を休工とする場合は、その理由及び振替日を記載した工事打合せ簿により、事前に工事監督員に報告しなければならない。

(工事履行報告書提出時の実施状況の報告)

第11条 受注者は、香川県工事請負契約約款第11条に規定する工事履行報告書の提出時に休工日の確保の状況を工事監督員に報告しなければならない。

また、現場の閉所実績が記載された工事日報や安全教育・訓練等の資料を提示しなければならない。提示資料は工事監督員が確認した後に受注者に返却する。

(工事完成時の実施状況報告)

第12条 受注者は、工事完成時に休工日の確保の状況を記載した工事日報及び第8条の工事中標示板の写真を工事監督員に提出しなければならない。

(工事監督員の休日確保の取組み)

第13条 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生じるような指示を行ってはならない。

(経費の負担)

第14条 発注者は、受注者がモデル工事を実施した場合は、受注者の週休2日の取組状況について、達成率に応じ経費の補正を行って変更契約をする。

休工日の取得状況は、工事着手日から4週毎に算出し、対象期間のうち最小の確保日数を当工事の休工実績とする。

(1) 発注者指定型のモデル工事の場合

当初予定価格は、4週8休の補正を行って算出する。ただし、4週8休を達成できなければ、減額補正を行う。

(2) 受注者希望型のモデル工事の場合

4週6休以上を達成すれば、休工実績に応じて、増加する経費の補正を行う。

(工事成績評定)

第15条 発注者は、当該工事が工事成績評定の対象である場合、受注者の週休2日の取組状況に応じて、工事成績評定で評価する。

(1) 発注者指定型のモデル工事の場合

4週8休が達成できれば、工事成績評定で評価する。ただし、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は工事成績評定で評価する。

(2) 受注者希望型のモデル工事の場合

4週6休以上を達成すれば、休工実績に応じて、工事成績評定で評価する。ただし、4週6休未満であった場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価する。

(アンケート調査の実施)

第16条 受注者は、竣工検査日までにアンケートを発注者に提出しなければならない。

(休工の実績等の公表)

第17条 発注者は、モデル工事の工事名、受注者名、工期、休工の実績等を公表するものとする。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

香川県週休2日制モデル工事（建築編）Q&A

Q 1 完全週休2日と4週8休の違いを教えてください。

A 1 完全週休2日は、土曜日・日曜日を休工とするもので、4週8休は、土曜日・日曜日に限らず、4週間で8日を休工とするものです。令和2年度までは完全週休2日を達成目標としていましたが、令和3年度から4週8休に変更しました。

Q 2 要領第2条第1項の発注者指定型と受注者希望型の対象となる工事を教えてください。

A 2 発注者指定型は発注時点で現場条件等を踏まえ選定し、週休2日が達成可能であると判断したうえでモデル工事として発注します。

受注者希望型は、発注者指定型を除く工事を対象としますが、工事の施工条件等により対応が困難であるなど、週休2日に取り組むことが適切でないと思われる以下に該当する工事は、対象外とします。

- ① 現場施工が1週間未満程度の短期間の工事
- ② 緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- ③ 社会的要請等により強く早期の工事完成が望まれる工事
例 災害復旧工事、使用開始時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
- ④ 工事施工時間や施工方法への制約が予測される工事
例 施設管理者から施工時間の指定など地域からの要望が予測される工事

また、建築工事、電気設備工事、機械設備工事等の分離発注工事がある場合は、これまですべての工事の受注者の合意が必要でしたが、令和3年度より、各工事ごとにモデル工事实施の適用を判断します。

Q 3 工事着手日とは具体的にどの日のことですか。

A 3 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（施工に先だって行う、労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等工事施工上必要な準備に要する業務等をいう）に着手する日をいいます。

Q 4 要領第4条第1項のただし書きの「災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業及びその他緊急等でやむを得ない場合」とはどのような作業ですか。

A 4 次のような作業が考えられます。

- (1) 災害時の緊急対応

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- (2) 品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業
- ・コンクリート養生等の施工品質を確保するうえで必要な作業
 - ・工程上特に必要な段階であると認められる時期における、第三者災害の防止作業や安全パトロール、警備
- (3) その他緊急等でやむを得ない場合
- ・受注者側の要因以外の要因等により、当初からは想定し難い、緊急的な休日作業が追加的に発生した場合の対応
 - ・その他、監督員が必要と認めた作業

Q 5 要領第4条第2項の「休工日の振替を行う」場合の考え方を教えてください。

A 5 事前に監督員との協議により、振替日を決めてください。ただし、休工実績の確認は、4週ごとに行います。

Q 6 祝日はどのように取り扱えばよいですか。

A 6 休工すれば、休工日の実績とすることができます。

Q 7 降雨等による予定外の休工日は、休工日の実績と考えてよいですか。

A 7 降雨や降雪などにより休工する場合は、工事監督員と協議し、休工日の振替を行うことで実績として扱うことが出来ます。この場合、休工を決定した時点で、速やかに振替日を工事監督員と協議して決めてください。なお、降雨等により振替を行う場合は、振替前の日を休工日にカウントします。

Q 8 分離発注工事がある場合、振替を行う際は各工事ごとに考えてよいですか。

A 8 建築工事、電気設備工事、機械設備工事等の分離発注工事がある場合、振替は各工事ごとに扱ってください。

Q 9 要領第7条の工程を検討とは、具体的にどのようなものになりますか。

A 9 週休2日を確実に実施することが確認できる内容とし、記載例は別紙のとおりです。なお、工期延期を行うことが入札公告等において明記されている工事は、工期延長後の工期で作成してください。

Q10 要領第8条の工事中標示板とは、具体的にどのようなものになりますか。

A10 工事中標示板の記載例は次のようなものです。



Q11 要領第11条の工事日報の記載はどのようにすればよいのですか。

A11 工事日報の記載例は別紙のとおりです。なお、休工日の確保の状況を確認する資料の例として別紙週休2日確認シートを参考にしてください。

Q12 要領第14条第1項第2号の休工実績とはどういうことですか。また、工事成績評定でどのように評価、反映するのですか。

A12 休工実績は、次のとおりです。

- ・ 4週8休：28日のうち休工日数が8日以上
- ・ 4週7休：28日のうち休工日数が7日
- ・ 4週6休：28日のうち休工日数が6日

なお、発注者の指示により作業を行った休工日については、振替を行っている場合は、振替前の日を休工としたものとして考えます。

ただし、休工実績は、工事着手日から4週毎に算出し、対象期間のうち最小の確保日数を当工事の休工実績とします。

また、工事成績評定において、発注者指定型は4週8休以上の場合に評価し、受注者希望型は休工実績に応じて評価します。

Q13 振替による休工日が工事着手日からの4週毎の期間を跨ぐ場合、休工実績はどのように考えるのですか。

A13 受注者の責による振替は、振替後の日を休工日としてカウントするため、振替日の設定次第で、4週毎の確保日数が当初の休工日より増減する場合がありますため、注意してください。

発注者の指示及び雨天等による受注者の責によらない振替は、振替前の日を休工日としてカウントします。

Q 1 4 着手日から28日ごとに1期目、2期目と計算しますが、最終期の末日から竣工日までの期間が28日未満の場合、休工実績はどのように考えるのですか。

A 1 4 次表のとおり、最終期の末日から竣工日までの日数に応じて、1欄に示す休工日を確保すれば、2欄を達成したこととします。

休工日が同じ日数の場合は、上位の区分を達成したこととします。

ただし、最終期の末日から竣工日までの日数が7日未満の場合は対象期間に含めないこととします。

(例) 最終期の末日から竣工日までの日数が13日の場合で、休工日を3日確保した場合は、4週7休と4週8休が同じ3日ですので、4週8休を達成したこととします。

最終期の末日から 竣工日までの日数	休工日の日数				
	1	1	1		
7	1	1	1	← 1欄	
8	2	2	1		
9	2	2	1		
10	2	2	2		
11	2	2	2		
12	2	2	2		
13	3	3	2		
14	3	3	2		
15	4	3	3		
16	4	4	3		
17	4	4	3		
18	4	4	3		
19	4	4	4		
20	5	5	4		
21	5	5	4		
22	6	5	4		
23	6	5	4		
24	6	6	5		
25	6	6	5		
26	6	6	5		
27	7	6	5		
	4週8休相当	4週7休相当	4週6休相当		← 2欄

Q 1 5 要領第14条の経費補正の内容はどのようなものですか。

A 1 5 発注者指定型の当初予定価格の積算は、4週8休となる場合の補正を行っているため、4週8休を達成できなければ、減額補正を行います。

受注者希望型は、休工実績に応じて以下の通り、補正係数を乗じるものとします。ただし、工事着手前に週休2日にかかる協議が整わなかったものは補正の対象としません。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正します。

発注者指定型の場合

【4週8休以上】

労務費 1.05

受注者希望型の場合

【4週8休以上】

労務費 1.05

【4週7休】

労務費 1.03

【4週6休】

労務費 1.01

市場単価等については、下記のとおり補正するものとします。

市場単価と補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

- ・市場単価 × 補正率
- ・補正市場単価 × 補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

- ・物価資料の掲載価格 × 補正率

表A-2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	4週8休以上	4週7休	4週6休
		補正率	補正率	補正率
仮設工事		1.03	1.02	1.01
土工事		1.03	1.02	1.01
地業工事		1.03	1.02	1.01
鉄筋工事		1.04	1.02	1.01
コンクリート工事		1.04	1.02	1.01
型枠工事		1.03	1.02	1.01
鉄骨工事		1.04	1.02	1.01
既製コンクリート		1.03	1.02	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.01	1.01
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.02	1.01
防水工事	物価資料	1.02	1.01	1.01
石工事		1.02	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.02	1.01
木工事		1.02	1.01	1.01
屋根及びびとい		1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.01	1.01
金属工事	物価資料	1.02	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.04	1.02	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.04	1.02	1.01
左官工事	物価資料	1.04	1.02	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.01	1.01
建具（シーリング）	市場単価	1.04	1.02	1.01
建具	物価資料	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.02	1.01
塗装工事	物価資料	1.04	1.02	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.02	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.01	1.01
内外装工事	物価資料	1.03	1.02	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.01	1.01

ユニットその他工事		1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.02	1.01
舗装工事		1.02	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.02	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上	4週7休	4週6休
		補正率	補正率	補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04	1.02	1.01
	ケーブルラック	1.03	1.02	1.01
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.02	1.01
	プルボックス	1.02	1.01	1.01
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.02	1.01
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.01	1.01
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.02	1.01
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.02	1.01
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.02	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上	4週7休	4週6休
		補正率	補正率	補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.02	1.01
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.02	1.01
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.02	1.01
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.02	1.01

Q 1 6 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのですか。

A 1 6 週休2日制モデル工事において、見積単価は補正の対象外としています。

Q 1 7 経費について発注者指定型では当初から4週8休となる場合の補正を行い、受注者希望型については4週8休未満でも達成状況により補正を行うのはなぜですか。

A 1 7 発注者指定型は発注時点で現場条件等を踏まえ選定し、週休2日が達成可能であると判断したうえでモデル工事として発注しています。

一方、受注者希望型も基本的には4週8休以上の達成が望ましいですが、現場条件等に制約があるなか、週休2日に取り組む姿勢を示し、週休2日を達成しようと努力したことを評価し、達成状況に応じた率補正を行うこととしています。

Q 1 8 発注者指定型のモデル工事で明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合とはどのような場合ですか。またその際の工事成績評定の工程管理の項目で評価するとはどういうことですか。

A 1 8 受注者が、工事着手日までに週休2日を考慮した工程を記載した施工計画書を工事監督員と協議しなかった場合等が考えられます。なお、その場合、工程管理における項目で「文書による改善指示」をチェックし、工事成績評定にも反映します。

Q 1 9 週休2日が工事途中で明らかに達成できないとなった場合はどうするのですか。

A 1 9 発注者指定型の場合は、モデル工事を達成できない旨を記載し、変更工程表を含む施工計画書を提出し、監督員の承認を受けてください。ただし、変更時に減額補正を行います。

受注者希望型の場合は工事打合せ簿でモデル工事を止める旨の協議を行ってください。

上記の協議が整った場合は、これ以降の休工の振替などの手続きは不要です。

Q 2 0 要領第16条のアンケートの内容はどのようなものですか。

A 2 0 アンケートは別紙のとおりです。

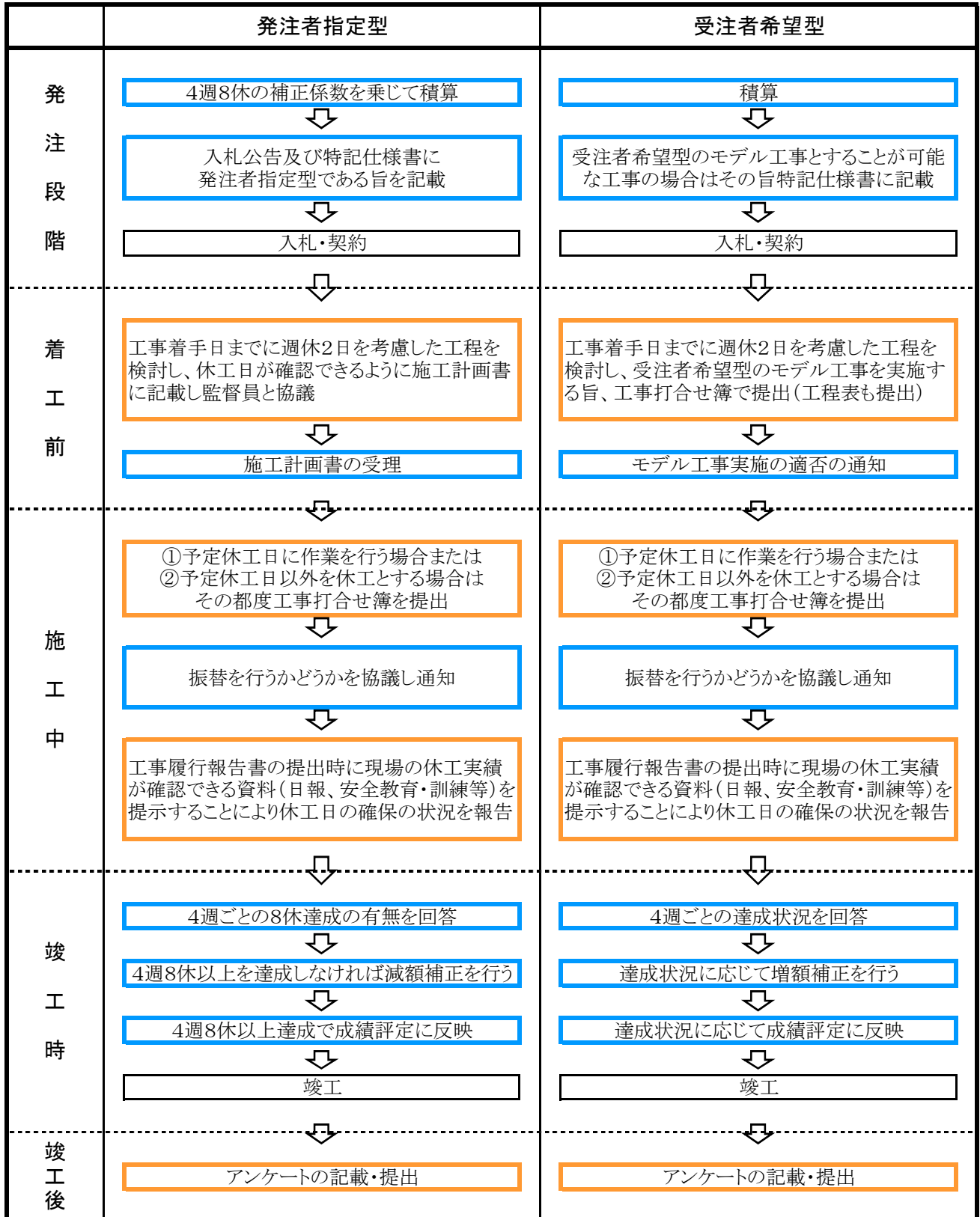
Q 2 1 全体の手続きの流れはどのようなものになりますか。

A 2 1 別紙資料を参考にしてください。

工 事 日 報

工事名 ○○○○工事		自 令和 ○○年 ○○月 ○○日		至 令和 ○○年 ○○月 ○○日		受注者名 ○○建設株式会社		現場代理人氏名 ○○ ○○ 印						
月 日	○月○日(日)		○月○日(月)		○月○日(火)		○月○日(水)		○月○日(木)		○月○日(金)		○月○日(土)	
	天候	気温	天候	気温	天候	気温	天候	気温	天候	気温	天候	気温	天候	気温
作業内容														
仮設工事														
撤去工事	既存舗装撤去(施設要望による○日振替)													
土工事・地業工事	外部掘削(施設要望による○日振替)													
鉄筋工事	配筋検査・手直し													
コンクリート・型枠工事	型枠工事													
既製コンクリート工事	型枠工事													
防水工事	型枠工事													
石・タイル工事	型枠工事													
木工事	型枠工事													
金属工事	型枠工事													
建具工事	型枠工事													
塗装工事	型枠工事													
内装工事	型枠工事													
仕上ユニット工事	型枠工事													
外構工事	排水工													
監督員記事	○日の振替休日													
	養生(振替なし)													

香川県週休2日制モデル工事（建築編）における手続きフロー（令和3年4月1日改正）



※ は発注者の手続き、 は受注者の手続きを表す。

香川県週休2日制モデル工事（建築編） アンケート

◎このアンケートは建設現場における週休2日の確保に向けた課題の把握のために行うものです。

◎アンケートの結果について貴社の工事成績等に反映することはありません。

◎現場代理人又は主任技術者が記入して下さい。

会社名	
記入者名	
工事名	
発注方式	発注者指定型・受注者希望型
工期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
工期のうち 現場作業期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

1 今回の週休2日制モデル工事について

(1) 週休2日の達成状況について（1つに○を）

- ① 4週8休以上
- ② 4週7休以上
- ③ 4週6休以上
- ④ 4週6休未満

(2) 4週8休以上できた場合にお聞きします。

達成できた理由は何ですか。

（あてはまるもの全てに○を）

- ① 機械化を進め、作業効率を高めた
- ② 作業手順を見直して、作業効率を高めた
- ③ 人員配置を見直して、作業効率を高めた
- ④ 当初から、週休2日を前提とした施工計画を立てた
- ⑤ 早出や残業により、日当たり施工量を高めた
- ⑥ その他

（ 具体的に記入して下さい ）

(3) 達成率が4週6休未満の場合にお聞きします。4週6休未満となった原因は何ですか。

（ 具体的に記入して下さい ）

(4) 振替についてお聞きします。

- ① 全体の休日は何日でしたか（ 日）
- ② ①の休日のうち、何日を振替えましたか（ 日）

③②の振替えのうち、雨天で振替えた日数を記入して下さい（雨天 日）
また、雨天以外で振替えた休日がある場合は、その理由（休工日の作業内容）
を具体的に記入して下さい
（理由を具体的に記入して下さい）

- (5) 今回の工事の工期は十分でしたか。（あてはまるもの1つに○を）
- ①十分余裕があった
 - ②ちょうどよかった
 - ③不足した

2 制度について

(1) 週休2日モデル工事の制度を何で知りましたか。

- ①特記仕様書
- ②県のホームページ
- ③協会からの資料や説明会
- ④その他（具体的に記入して下さい）

(2) 令和3年度から、土日に限らない4週8休も制度の対象となりましたが、週休2日に取組みやすくなりましたか。取組みやすくない場合は、その理由を記載してください。

（具体的に記入して下さい）

(3) 今回のモデル工事の結果を通して、今の制度で今後改善してほしいことがありますか。

（具体的に記入して下さい）

【発注者指定型の場合に記入して下さい】

(3-1) 今回のモデル工事は、当初から経費の補正を行い、4週8休の達成が見込まれない場合には、減額補正を行う「発注者指定型」でした。

今後、県でも「発注者指定型」を拡大していくことについて、ご意見をお聞かせください。→(4)へ

（具体的に記入して下さい）

【受注者希望型の場合に記入して下さい】

(3-2) 今回のモデル工事は、4週6休以上であれば、達成度に応じて段階的に経費の補正を行う「受注者希望型」でしたが、週休2日を促すために、4週8休達成時のみに経費の補正を行う「発注者指定型」を一部の工事で導入しています。今後、県でも「発注者指定型」を拡大していくことについて、ご意見をお聞かせ

ください。→（４）へ

（ 具体的に記入して下さい ）

（４）今後、全ての工事で現場閉所だけでなく、会社全体の休業も含めた４週８休や完全週休２日（土・日休み）モデル工事を実施する場合、週休２日の達成のために、会社としてどのような取組みが必要ですか。ご意見をお聞かせください。

（ 具体的に記入して下さい ）

（５）４週８休や完全週休２日制（土・日休み）を浸透させるためには、業界全体としての取組みが必要と考えています。業界全体で取り組むための方策についてアイデア等があれば、ご意見をお聞かせください。

（ 具体的に記入して下さい ）

3 関係者の意見

（１）今回の工事に関して関係者の意見があれば具体的に記載してください。

①会社の経営者の方の声

（ 具体的に記入して下さい ）

②作業員の方の声

（ 具体的に記入して下さい ）

③下請会社の方の声

（ 具体的に記入して下さい ）

④現場の近隣（地元）の方の声

（ 具体的に記入して下さい ）

アンケートは以上です。

ご協力ありがとうございました。